

東実連の福祉共済制度

(災害割増特約付団体定期保険＋総合生活保険)
平成29年度版(慶弔見舞金付)

特徴

- ① 団体割引(契約規模に応じた割引率)・損害率による割引が適用されているため、割安な掛金で充実の保障(補償)が得られます。
- ② 病気死亡から急激かつ偶然な外来の事故によるケガにいたるまで幅広い保障(補償)が得られます。
- ③ 福利厚生制度の充実が図れます。
- ④ 医師の診査は不要で、簡単な告知のみでお申込みいただけます。
- ⑤ 契約は、1年ごとの更新ですので、毎年保障(補償)額の見直しができます。

お申込コースと月額掛金

保険金 給付金 種類	コース	Aコース		Bコース		Cコース	特別コース
	会員区分 月額掛金	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	特別会員
死亡保険金 (病気により死亡したとき)	1,000円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	100万円
高度障害保険金 (病気・事故により別表の高度障害状態になったとき)							
死亡保険金+災害(死亡)保険金 (急激かつ偶然な外来の事故によるケガで死亡したとき)	1,000円	150万円	300万円	450万円	600万円	750万円	150万円
高度障害保険金+災害高度障害保険金 (不慮の事故により高度障害状態になったとき)	1,000円	130万円	260万円	390万円	520万円	650万円	130万円
後遺障害保険金 (急激かつ偶然な外来の事故によるケガで後遺障害が生じたとき)		後遺障害の程度に応じて(損害保険契約から支払われる災害死亡保険金額)の4%~100% *後遺障害保険金の支払区分表には労働者災害補償保険(政府労災)に準じた障害等級表を用います					
災害入院保険金日額(*) (急激かつ偶然な外来の事故によるケガ入院1日につき、ただし180日を限度とする)	1,000円	300円	600円	900円	1,200円	1,500円	300円
災害通院保険金日額 (急激かつ偶然な外来の事故によるケガ通院1日につき、ただし、90日を限度とする)	1,000円	200円	400円	600円	800円	1,000円	200円

(*)手術保険金のお支払い額は損害保険契約の入院保険金日額の5倍(入院中以外の手術)または10倍(入院中の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払の対象外の手術があります。

制度の利点

福利厚生制度の充実

事業所として本制度を採用することで、労災保険の上乗せとしても役立ち、弔慰金・見舞金制度が一層充実されます。

財政の健全化

役員および従業員の死亡または、急激かつ偶然な外来の事故によるケガに伴う不測の出費は、事業経営上の大きなマイナスです。事業所として本制度を採用することで不測の出費による経営の圧迫という事態も回避できます。

人材の確保

優秀な人材確保に本制度は大きな力を発揮します。

加入・増額の資格

東京実業連合会の会員事業所の役員および従業員で、お申込日およびご加入日現在、健康で正常に勤務または就業している方（職種級別 A（事務従事者等）の方に限ります。）

○職種級別 A に該当する方：「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別 B に該当しない方

○職種級別 B に該当する方：「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱、採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」（以上、6職種）

<加入（増額）申込時の告知について>（生保）

過去 1 年以内に病気やケガで手術を受けたこと、または継続して 2 週間以上にわたり医師の治療・投薬を受けたことがある方は、ご加入（増額）いただけない場合がありますので告知すべき事項がある場合には、所定の告知書を提出ください。

※本制度の加入（増額）申込に際しては、被保険者の同意が必要です。同意確認は、被保険者の加入（増額）申込書への記名・押印により行わせていただきます。

加入者の満年齢

平成29年 4 月 1 日現在

Aコース ➡ 15歳6カ月超～70歳6カ月以下

Bコース ➡ 15歳6カ月超～65歳6カ月以下

Cコース ➡ 15歳6カ月超～55歳6カ月以下

更新加入

①Bコースで65歳6カ月超となった時→Aコースへ

②Cコースで55歳6カ月超となった時→AコースまたはBコースより選択できます。

③特別コースには、65歳6カ月以下で加入された方が70歳6カ月超となった時お申し出により75歳6カ月まで加入できます。

※①②への変更は毎年4月1日付で行います。

保険期間

保険期間は平成29年4月1日午前0時から平成30年3月31日まで（損害保険契約（総合生活保険）は平成29年4月1日午後4時から平成30年4月1日午後4時まで）の1年間で、解約・脱退のお申出がない限り翌年更新します。なお、中途加入者につきましては保障（補償）開始日から平成30年3月31日まで（損害保険契約は平成30年4月1日午後4時まで）で、毎年4月1日付で、以降1年間の契約として更新されます。

なお、災害割増特約付団体定期保険契約（生保）の更新にあたっては、主たる被保険者の数が所定の被保険者数と加入率（加入資格を有する方のうち、加入者の割合）を満たすことが必要です。平成30年度の更新時に主たる被保険者の数が、所定の被保険者数と加入率のいずれかを下回った場合、災害割増特約付団体定期保険契約が更新されないことがあります。

また損害保険契約（総合生活保険）の更新につきまして、現在ご加入の方につきましては、上記募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の保険料・補償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。

慶弔見舞金等の給付一覧

会社の社長をはじめ、役員や社員の方々の慶弔見舞金等の給付をお助け致します。

*会員及び家族の慶弔禍福等に対して給付を行います。

(単位：円)

給付種類		6カ月以上 3年未満		3年以上	
結婚祝金	会員	20,000	50,000		
	会員の子	10,000	20,000		
出産祝金	会員	10,000	30,000		
	配偶者	10,000			
入学祝金	小・中学校入学	10,000			
成人祝金	会員	10,000			
銀婚祝金	会員	10,000	20,000		
金婚祝金	会員	20,000	50,000		
弔慰金	配偶者	10,000	50,000		
	家族	10,000	20,000		
	会員の配偶者の実父母	10,000			
疾病 見舞金	会員	休業7日以上30日未満	10,000	20,000	
		休業30日以上	15,000	30,000	
	家族	入院7日以上30日未満	10,000	15,000	
		入院30日以上	15,000	20,000	
災害入院通院見舞金	保険会社の保険金額日額と同額（但し、入院・通院通算で60日を限度）				
脱退見舞金	会員で75歳となり自然脱退となった場合、次の区分による脱退給付金を支給します	会員期間	給付金	会員期間	給付金
		10年以上 20年未満	35,000	20年以上	80,000

保険金額・掛金の内訳について

① Aコース 第1種の場合の例/ 特別コース 特別会員の場合の例

※月額掛金のうち生命保険分保険料は死亡保険金 100 万円あたり 432 円、損害保険分保険料は 80 円、残りは自家共済等、運営費に充当しています。

	生命保険契約より	損害保険契約より
死亡保険金	100万円	—
高度障害保険金	100万円	—
災害(死亡)保険金	30万円	20万円
災害高度障害保険金	30万円	—
後遺障害保険金	—	8千円～20万円
入院保険金日額	—	300円(*)
通院保険金日額	—	200円

② Bコース 第2種の場合の例

※月額掛金のうち生命保険分保険料は死亡保険金 200 万円あたり 864 円、損害保険分保険料は 150 円、残りは自家共済等、運営費に充当しています。

	生命保険契約より	損害保険契約より
死亡保険金	200万円	—
高度障害保険金	200万円	—
災害(死亡)保険金	60万円	40万円
災害高度障害保険金	60万円	—
後遺障害保険金	—	1万6千円～40万円
入院保険金日額	—	600円(*)
通院保険金日額	—	400円

③ Bコース 第3種の場合の例

※月額掛金のうち生命保険分保険料は死亡保険金 300 万円あたり 1,296 円、損害保険分保険料は 230 円、残りは自家共済等、運営費に充当しています。

	生命保険契約より	損害保険契約より
死亡保険金	300万円	—
高度障害保険金	300万円	—
災害(死亡)保険金	90万円	60万円
災害高度障害保険金	90万円	—
後遺障害保険金	—	2万4千円～60万円
入院保険金日額	—	900円(*)
通院保険金日額	—	600円

④ Bコース 第4種の場合の例

※月額掛金のうち生命保険分保険料は死亡保険金 400 万円あたり 1,728 円、損害保険分保険料は 300 円、残りは自家共済等、運営費に充当しています。

	生命保険契約より	損害保険契約より
死亡保険金	400万円	—
高度障害保険金	400万円	—
災害(死亡)保険金	120万円	80万円
災害高度障害保険金	120万円	—
後遺障害保険金	—	3万2千円～80万円
入院保険金日額	—	1,200円(*)
通院保険金日額	—	800円

⑤ Cコース 第5種の場合の例

※月額掛金のうち生命保険分保険料は死亡保険金 500 万円あたり 2,160 円、損害保険分保険料は 370 円、残りは自家共済等、運営費に充当しています。

	生命保険契約より	損害保険契約より
死亡保険金	500万円	—
高度障害保険金	500万円	—
災害(死亡)保険金	150万円	100万円
災害高度障害保険金	150万円	—
後遺障害保険金	—	4万円～100万円
入院保険金日額	—	1,500円(*)
通院保険金日額	—	1,000円

(*) 手術保険金のお支払い額は損害保険契約の入院保険金日額の 5 倍(入院中以外の手術)または 10 倍(入院中の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払の対象外の手術があります。

(注1) 上記掛金のうち、損害保険部分の保険料は、被保険者(保険の対象となる方)数が 1,000 人～2,999 人である場合の保険料です。

(注2) 損害保険部分の保険料は、被保険者(保険の対象となる方)の職種級別によって異なります。上記保険料は、職種級別 A(事務従事者等)の方を対象としたものです

生命保険契約について

●死亡保険金

被保険者が保険期間中に死亡された場合に、死亡保険金を死亡保険金受取人にお支払いします。

●高度障害保険金

被保険者が保険期間中に、加入日以後に発生(発病)した傷害(疾病)によって、別表1の高度障害状態に該当されたとき、高度障害保険金を高度障害保険金受取人にお支払いします。(不慮の事故の場合も同様です。)

●災害保険金

被保険者が保険期間中に、加入日以後の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に死亡されたとき、または加入日以後に発病した別表2「対象となる感染症」に定める感染症を直接の原因として死亡されたとき、災害保険金を主契約の死亡保険金受取人にお支払いします。

●災害高度障害保険金

被保険者が保険期間中に、加入日以後の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に、または加入日以後に発病した別表2「対象となる感染症」に定める感染症を直接の原因として、別表1に定める高度障害状態のいずれかに該当されたときに災害高度障害保険金を主契約の高度障害保険金受取人にお支払いします。

損害保険契約(総合生活保険)について

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については前頁をご確認ください。

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動(以下「弊社」といいます。)は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 →死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ 無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ 脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ 外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ 自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ等
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 →後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 →入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 →入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りです。*3 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるもの)に限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動します。)。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	
	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 →通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等のためにギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。 *1 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいい、頸(けい)椎固定用シーネ、頸(けい)椎カラー、頸(けい)部のコルセット、鎖骨固定帯、胸部固定帯、肋(ろっ)骨固定帯、軟性コルセット、サポーター、テーピングその他着脱が容易なものは除きます。	

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。この保険は東京実業連合会を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象とする方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として東京実業連合会が有します。

別表1:対象となる「高度障害状態」(生保)

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの

別表2:対象となる感染症(生保)

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

【感染症名(分類項目)】(基本分類コード)

コレラ(A00)、腸チフス(A01.0)、パラチフスA(A01.1)、細菌性赤痢(A03)、腸管出血性大腸菌感染症(A04.3)、ペスト(A20)、ジフテリア(A36)、急性灰白髄炎<ポリオ>(A80)、ラッサ熱(A96.2)、クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱(A98.0)、マールブルグ<Marburg>ウイルス病(A98.3)、エボラ<Ebola>ウイルス病(A98.4)、痘瘡(B03)、重症急性呼吸器症候群[SARS](ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)(U04)

ご注意

次の場合には免責または解除等となり、保険金または給付金をお支払いしないことがありますので、お申込に際し、特にご注意ください。

(生命保険契約)

死亡保険金・高度障害保険金について

- ①被保険者が加入後1年以内に自殺したとき
- ②保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
(または高度障害状態にさせたとき)
- ③被保険者が戦争その他の変乱によって死亡したとき
(または高度障害状態となったとき)
- ④被保険者が故意により高度障害状態となったとき

(生命保険契約)

災害保険金・災害高度障害保険金について

- ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
- ②災害保険金の受取人、または災害高度障害保険金受取人の故意または重大な過失によるとき。ただし、その者が災害保険金の一部の受取人、災害高度障害保険金の一部の受取人であるときは、当会社は、その残額をその他の受取人に支払います。
- ③被保険者の犯罪行為によるとき
- ④被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき
- ⑤被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- ⑥被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
- ⑦被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転している間に生じた事故によるとき
- ⑧地震、噴火または津波によるとき
- ⑨戦争その他の変乱によるとき

(注)増額の場合の増額部分については、「加入」を「増額」と読替えます。

(生命保険契約)

◎加入(責任開始)日前の疾病や不慮の事故を原因とする場合

◎告知義務違反

保険契約者または被保険者から告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約の全部またはその被保険者の部分が告知義務違反により解除となったとき。

◎重大事由による解除

保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金等を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、保険契約の全部または一部が解除された場合。

◎詐欺による取消し

保険契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約の全部またはその被保険者の部分が取消しとなったとき。

◎不法取得目的による無効

保険契約者または被保険者に保険金等の不法取得目的があり、ご契約の全部またはその被保険者の部分が無効となったとき。

◎保険契約の失効

保険契約者から保険料のお払込がなく保険契約が失効し、失効日以後に支払事由が生じたとき。

中途加入の場合の加入日(保障(補償)開始日)

- 加入日は毎月1日です。
- 当事務局に毎月10日までに申込みのあった分については、翌月6日に第1回掛金を預金口座より引き去り、翌々月1日が加入日となります。(例)1月10日までに申し込みされた場合、2月6日に第1回掛金を預金口座より引き去り、3月1日が加入日となります。

掛金の払込方法

掛金は指定金融機関の加入事業主の預金口座から、毎月6日に翌月分掛金として自動的に引き去られます。掛金収納事務は、(株)株式会社セディナに委託します。平成29年4月1日に合わせて加入する場合、2月10日申込締切日、保険料引落とし開始は3月となります。

- (注) 1.初回掛金が口座振替不能となった場合は申込を取り消し致します。
2.加入後の口座振替不能となった場合には、翌月に2ヵ月分の口座振替を行います。2ヵ月連続して振替不能の場合には、第1回振替不能日の当月末日付脱退の手続きを致します。
3.申込後に預金口座の変更があった場合は、速やかに事務局迄ご連絡ください。
4.掛金は口座振替により自動的に引き去られますので、万一、脱退後の掛金を引き去りした場合は、別途払戻致します。

加入・脱退手続きおよび保険金・給付金の請求

加入・脱退手続きおよび保険金・給付金の請求は、所定の用紙によって行ってください。

なお、脱退届は、速やかに提出してください。

保険金等の請求の権利は3年間ご請求がないときには消滅します。

(生保)死亡保険金(災害保険金)受取人[高度障害保険金(災害高度障害保険金)受取人]を被保険者の遺族以外[被保険者本人以外]に定めた場合には、死亡保険金・災害保険金[高度障害保険金(災害高度障害保険金)]の請求に際し、被保険者の遺族[被保険者本人]の了知が必要となります。

了知は死亡保険金(災害保険金)請求書[高度障害保険金(災害高度障害保険金)請求書]の了知欄への被保険者の遺族[被保険者本人]の署名・捺印により行わせていただきます。

被保険者への同意確認について

(生保)事業主負担全員加入型は、福利厚生制度等に基づき事業主が保険料を負担し保険金を受取る制度ですが、加入に際しその被保険者の同意が必要となります。

当該保険制度の運営にあたり、保険契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状態等){以下、個人情報}を取り扱い、保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。また、保険契約者は、当該保険制度の運営において入手する個人情報を、事務手続きのために使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を、①各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払、②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供・ご契約の維持管理、③生命保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、④その他保険に関連・付随する業務のために利用(注)し、また、保険契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き保険契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。また、引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、利用目的が限定されています。

保険金受取人の変更について

すでに当制度にご加入の方で、死亡保険金受取人を変更される場合は、「保険金受取人変更通知書」で別途お手続きください。なお、「加入申込書」で死亡保険金受取人の変更をお手続きいただくことも可能ですが、その際の死亡保険金受取人の変更日は、加入申込書記載の「加入(変更)日」となります。

すべての被保険者について、遺言により死亡保険金の受取人を変更することはできません。

その他

被保険者の保険契約者または保険金受取人に対する信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由がある場合等において、被保険者は保険契約者に対し、その被保険者の部分の解除を請求することができます。(保険法第58条、第87条)

引受保険会社

【引受生命保険会社】

- ジブラルタ生命保険株式会社(45%)(事務幹事会社)
- 富国生命保険相互会社(35%)
- 第一生命保険株式会社(9%)
- 日本生命保険相互会社(6%)
- 太陽生命保険株式会社(5%)

■お問合せ・お申込先

一般社団法人 **東京実業連合会** 福祉事業部

〒103-0004

東京都中央区東日本橋3-4-10 アクロポリス21ビル2F

TEL(03)5652-8030 FAX(03)5652-1880

引受保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が引受割合の範囲において削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

【引受損害保険会社】

- 東京海上日動火災保険株式会社(100%)
- 上記の数値は平成29年4月1日現在の引受割合です。

<損害保険の引受について>

- 代理店 : 株式会社保険代行社
住所: 東京都目黒区中目黒2-10-15 電話: 03-3713-8331
- 保険会社: 東京海上日動火災保険株式会社
広域法人部法人第二課
住所: 東京都千代田区三番町6-4 電話: 03-3515-4151

16-T24871 2017年3月作成
Gi-団-2017-082(2017.5.10)